

13. 税の軽減

1. 所得税・市民税の所得控除、市民税の非課税

(対象・内容)

(1) 所得税・市民税の所得控除

納税者本人、納税者の同一生計配偶者または扶養親族が障害者や特別障害者である場合には、その障害者1人につき下表の金額を納税者の所得金額から控除します。

また、特別障害者控除の対象者を扶養していて、なおかつ同居している場合は、カッコ内の控除額が納税者の所得金額から控除されます。

区 分		対象者	所得税における 所得控除額	市民税における 所得控除額
障害者控除	障害者の場合	身体障害者手帳3～6級の方 愛の手帳3・4度の方 精神障害者保健福祉手帳2・3級の方 戦傷病者手帳特別項症～第3項症以外の方 など	27万円	26万円
	特別障害者の場合	身体障害者手帳1・2級の方 愛の手帳1・2度の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方 戦傷病者手帳特別項症～第3項症の方 被爆者健康手帳の交付を受けている方のうち、厚生労働大臣の認定を受けた方 など	40万円 〔同居の場合 75万円〕	30万円 〔同居の場合 53万円〕

ただし、配偶者または親族の所得が48万円を超えている場合は、税の扶養の対象にならないため、上記障害者控除も適用されません。なお、控除額は法律の改正により変更される場合があります。

(2) 市民税の非課税

納税者本人が障害者の場合で、前年中の合計所得金額が135万円以下の方は市民税が非課税になります。

窓 口

(1) 所得税について

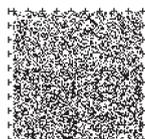
確定申告の方は武蔵府中税務署（府中市本町4-2） TEL：042-362-4711

源泉徴収の方は勤務先の給与担当課

(2) 市民税について

市民税課 普通徴収係 TEL：042-335-4441

ただし、確定申告（所得税）をされている方は、市民税の申告は不要です。



2. その他の税の減免等

(対象・内容)

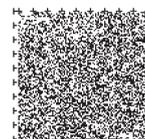
税の種類	対象	(障害者)	(特別障害者)
		身体障害者手帳3～6級の方 愛の手帳3・4度の方 精神障害者保健福祉手帳2・3級の方 戦傷病者手帳特別項症～第3項症以外の方 など	身体障害者手帳1・2級の方 愛の手帳1・2度の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方 戦傷病者手帳特別項症～第3項症までの方 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けた方 など
個人事業税	納税者本人または扶養親族等が障害者で合計所得金額（青色申告特別控除前）が370万円以下である場合、障害者1人につき5,000円（特別障害者は10,000円）が税額から減免となります。なお、この減免を受けるためには納期限までの申請が必要です。		
	視力障害（両眼視力の喪失者または両眼の矯正視力が0.06以下）のある方があん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を営む場合、課税対象となりません。		
相続税	相続人が85歳未満で障害者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引きます。		
	(85歳-相続開始時の年齢) × 10万円		(85歳-相続開始時の年齢) × 20万円
贈与税	親族等の個人が、特定障害者（特別障害者及び障害者のうち精神に障害がある方）に金銭、不動産等を贈与する場合、信託銀行等との間で「特定障害者扶養信託契約」を結び、「障害者非課税信託申告書」を信託銀行等を通じて税務署長に提出すると、信託受益権の価額のうち一定の価額が非課税になります。		
	(障害者のうち精神に障害のある方) 信託受益権の価額のうち3,000万円まで非課税		(特別障害者) 信託受益権の価額のうち6,000万円まで非課税

窓 口

- ・個人事業税は東京都立川都税事務所（立川市錦町4-6-3） TEL：042-523-3171
- ・相続税、贈与税は武蔵府中税務署（府中市本町4-2） TEL：042-362-4711



税の
軽減



3.自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割・軽自動車税種別割の減免

(1)自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割の減免

障害のある方またはその方と生計を同じにする方が自動車を所有し、もっぱら障害のある方の通院、通学などのために使用する場合に自動車税種別割は45,000円、自動車税環境性能割または軽自動車税環境性能割は課税標準額300万円相当分に税率を乗じて得た額を上限額（ただし、障害のある方のために特別の改造をした場合、その改造費部分については上限額に加算）として減免されます。なお、減免を受けられる自動車は個人名義の自家用ナンバーのもので、軽自動車、二輪車等を含む全ての自動車のうち、障害のある方一人に対して一台に限られています。

すでに自動車を所有している場合は4月1日から5月31日までに、新たに自動車を登録（取得）し自動車税種別割、自動車税環境性能割または軽自動車税環境性能割が課税された場合は登録（取得）の日から1か月以内に申請してください。（期間の末日が土・日曜日、休日、年末年始の場合は翌開庁日まで）

詳細については、東京都主税局のHPをご参照ください。

(対象)

身体障害	視覚障害（視力障害・視野障害）	1～3級、視力障害4級（4級の1）
	聴覚障害	2・3級
	平衡機能障害	3・5級
	音声・言語機能障害のうち、こう頭摘出に係るもの	3級
	上肢機能障害	1・2級
	下肢機能障害	1～6級
	体幹機能障害	1～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害	1・2級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害	1～6級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸機能障害	1・3・4級
	肝臓機能障害	1～4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
知的障害	愛の手帳1～3度（総合判定）	
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級（精神通院医療に係る自立支援医療費受給者に限ります。）	
戦傷病者	減免が受けられる障害の程度については、東京都自動車税コールセンター（03-3525-4066）へお問い合わせください。	

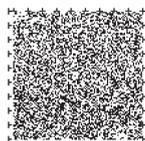
窓 口

各都税事務所、都税支所、支庁、自動車税事務所または都税総合事務センター

なお、減免の内容についてのお問い合わせは東京都自動車税コールセンター(03-3525-4066)へ

最寄りの窓口

東京都立川都税事務所	(立川市錦町4-6-3)	TEL: 042-523-3171
東京都府中都税支所	(府中市宮西町1-26-1)	TEL: 042-364-2288
東京都多摩自動車税事務所	(国立市北3-30)	TEL: 042-522-8271



(2) 軽自動車税種別割の減免

障害のある方またはその方と生計を一にする方が軽自動車を所有し、もっぱらその障害のある方のために使用する場合に減免されます。また、障害のある方が利用するために自動車に車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けた場合も減免されます。申請の手続きは、納期限までに行ってください。

なお、前年度に減免決定した車両は、3月に使用状況についての照会文書を郵送します。提出期限までにご回答があれば、継続申請の手続きが不要となります。ただし、車両を買い替えた場合や納税義務者が変更となった場合などには、申請が必要となりますので、市民税課諸税係までお問い合わせください。

(対象)

身体障害	視覚障害		1～3級、4級の1
	聴覚障害		2級、3級
	平衡機能障害		3級、5級
	音声機能または言語機能障害		3級（こう頭摘出に係るものに限る。）
	上肢機能障害		1級、2級
	下肢機能障害		1～6級
	体幹機能障害		1～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級、2級 1～6級
	心臓機能障害		1級、3級、4級
	じん臓機能障害		
	呼吸器機能障害		
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		
	小腸機能障害		
	肝臓機能障害		1～4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～3級
知的障害	愛の手帳1～3度		
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級		
戦傷病者	該当する障害程度については、市民税課諸税係へお問い合わせください。		

(制限)

減免できるのは障害のある方1人に対して、普通自動車と軽自動車（原付やバイクを含む）の中から1台に限られます。また、営業用の軽自動車は減免できません。

窓 口 市民税課 諸税係 TEL：042-335-4440



税の
軽減

